

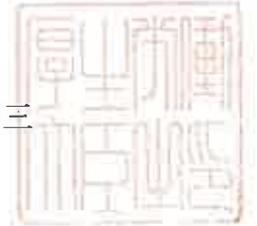
厚生労働省発基安1117第2号

令和5年11月17日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及びボイラー及び压力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号。以下「法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第二 ボイラー及び压力容器安全規則の一部改正

一 電気ボイラーの伝熱面積の算定方法の見直し

電気ボイラーの伝熱面積の算定方法は、電力設備容量二十キロワットを一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積をもって算定するものとされているところ、この換算に用いる電力設備容量を六十キロワットとする。

二 法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この省令は、法の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行すること。ただし、第二の一については、公布の日から施行すること。